

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2023年8月号

令和4年資金決済法等改正（前払式支払手段に関する改正）

I. はじめに

II. 資金決済ワーキング・グループでの議論

III. 改正資金決済法

IV. 改正犯収法

V. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 尾登 亮介

TEL.03 6266 8970

ryosuke.onobori@mhm-global.com

I. はじめに

2022年6月3日、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（同法律案による改正を以下「令和4年資金決済法等改正」といいます。）が成立し、同年10月、同年12月、2023年2月の3回の下位法令等に係るパブリックコメント手続を経て¹、同年6月1日に施行されました。

令和4年資金決済法等改正のテーマは、①電子決済手段等（ステーブルコイン）への対応、②銀行等による取引モニタリング等の共同化（為替取引分析業）への対応、③高額電子移転可能型前払式支払手段への対応の3つから構成されますが、このうち特に③については、高額のチャージや移転が可能な一定の前払式支払手段についてはそのマネーロンダリングリスクを踏まえて発行者に対して犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）上の義務を課す内容となっており、前払式支払手段の実務に影響を及ぼすものとなっています。

また、同改正は、電子的に移転可能な前払式支払手段（以下「電子移転可能型前払式支払手段」といいます。）の発行者に対して高額か否かにかかわらず一定の体制整備義務を課すとともに、①のステーブルコインへの対応に係る改正においても、前払式支払手段に関する規律が含まれています。

そこで、本ニュースレターでは、令和4年資金決済法等改正のうち、前払式支払手段に関する改正事項について、概説いたします。

II. 資金決済ワーキング・グループでの議論

令和4年資金決済法等改正に先立つ2021年10月に金融庁は「資金決済ワーキング・

¹ 金融庁「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html>) 及び金融庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526-2/20230526-2.html>) にて、3回のパブリックコメントへの回答が公表されています。回答のうち、前払式支払手段に関連するものを以下「2023年5月26日金融庁パブコメ回答（前払式支払手段関係）」といいます。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

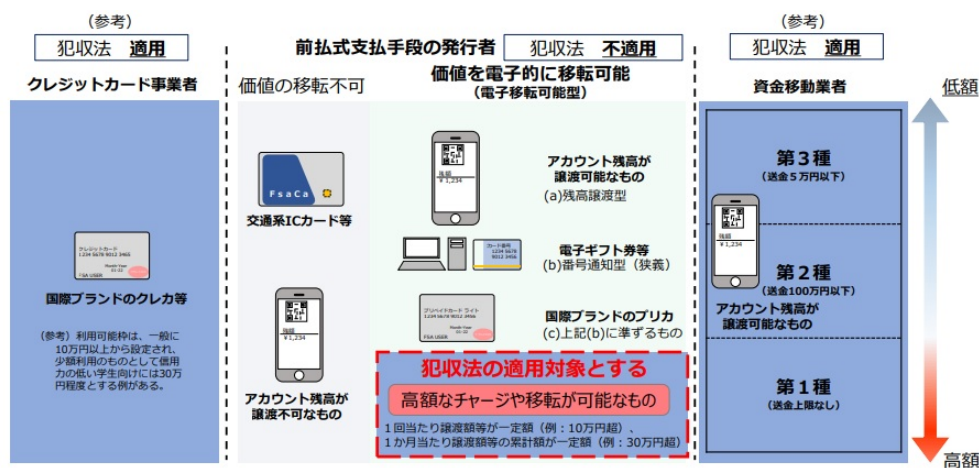
グループ」を設置し、同年 12 月まで高額なチャージや移転が可能な前払式支払手段への犯収法の規律の適用の是非について議論を行い、2022 年 1 月に報告書（以下「資金決済 WG 報告書」といいます。）を公表しています²。

元々前払式支払手段は、原則として利用者への払戻しができないこと等を背景に、犯収法上の取引時確認義務や疑わしい取引の届出義務等の対象外とされてきました。しかし、近年、オンラインのプラットフォームや国際ブランドのクレジットカード決済基盤を活用すること等により、広範な店舗で多種多様な財・サービスの支払いに利用できる前払式支払手段が登場しており、発行者に対する償還請求が行えないという制約はあるものの、その機能が現金に接近していること等を踏まえ、資金決済 WG 報告書では前払式支払手段は払戻しが認められておらずマネーロンダリングリスクが限定的との考え方は、電子的に譲渡・移転ができず、チャージ上限を少額に設定する小口決済型のプリカ（例：交通系 IC カード）以外のプリカには当てはまるが、それ以外の前払式支払手段には当てはまらないという判断がなされています。

当該判断の下、資金決済 WG 報告書において、マネーロンダリングリスクが特に高い高額なチャージや移転が可能なもの（高額電子移転可能型前払式支払手段）の発行者に対し、犯収法に基づく取引時確認等の規律を適用するという方針が示されました。

具体的には、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対し、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）において業務実施計画の届出を求めるとともに、犯収法に基づく本人確認等の規律を適用することとしています³。

<前払式支払手段の発行者への制度的対応>



(出典) 金融庁「説明資料 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(2022年3月)3頁

² 金融庁「金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書の公表について」(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111.html)

³ 高額の考え方については、「同一の機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する現行制度や利用実態等を踏まえ、①1回当たり譲渡額等が一定額(例:10万円超)、②1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額(例:30万円超)」という考え方を示されました。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

Ⅲ. 改正資金決済法

1. 電子移転可能型前払式支払手段の規律

(1) 電子移転可能型前払式支払手段の類型

高額電子移転可能型前払式支払手段は、高額な「電子移転可能型」の前払式支払手段を指すところ、前払式支払手段に関する内閣府令（以下「前払式府令」といいます。）は、電子移転可能型前払式支払手段について以下の種類を規定しています。

①残高譲渡型前払式支払手段（前払式府令 1 条 3 項 4 号）

前払式支払手段のうち、利用者の指図に基づき、発行者が電子情報処理組織を用いて一般前払式支払手段記録口座⁴における未使用残高の減少及び増加の記録をする方法その他の方法により、発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転⁵をすることができるもの⁶

②番号通知型前払式支払手段（前払式府令 1 条 3 項 5 号）

前払式支払手段のうち、電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であって、当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録するもの⁷

③国際ブランドプリカ（②に準ずるもの。前払式府令 23 条の 3 第 2 号口、5 条の 2 第 2 項 2、4 号）

第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高が一般前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、以下の要件を満たすもの

- ・登録商標（利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの⁸に限る）の使用をする権利を有する発行者により当該登録商標が付されているものであること
- ・当該第三者型前払式支払手段に係る証票等がなくても、代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付もしくは役務の提供を請求することが可能であ

⁴ 「一般前払式支払手段記録口座」は、発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座（当該口座に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付もしくは役務の提供を請求することが可能となるもの）をいいます。

⁵ ここでいう「移転」とは、第三者への移転を意味するものと考えられています（2023年5月26日金融庁パブコメ回答（前払式支払手段関係）1番・2番）。

⁶ 発行者が管理する仕組みの中でアカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なものが想定されています。

⁷ 発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なものであり、例えば、メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）を用いてアカウントにチャージする電子ギフト券等が想定されています。

⁸ 令和5年5月26日金融庁告示49号では、①アメリカン エキスプレス マーケティング アンド デベロップメント コーポレーション、②株式会社ジェーシービー（ただし、JCB PREMOに係るものは適用除外）、③ダイナース・クラブ・インターナショナル・リミテッド、④ディスカバー、ファイナンシャル、サービシーズ、⑤ビザ・インターナショナル・サービス・アソシエーション、⑥マスターカード インターナショナル インコーポレーテッド、⑦CHINA UNIONPAY CO., LTD.が指定されています。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

ること

なお、これらの種類に該当する前払式支払手段の発行者については、高額か否かにかかわらず、下記(2)の体制整備義務を負う点に留意が必要です。

(2) 電子移転可能型前払式支払手段の発行者の体制整備義務

令和4年資金決済法等改正前から、残高譲渡型前払式支払手段は所定の体制整備義務の対象でしたが⁹、改正後は番号通知型前払式支払手段や国際ブランドプリカを発行する場合にも、資金決済法の定める体制整備を行うことが義務付けられるようになりました。

電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、発行する前払式支払手段の種類に応じて、以下の体制整備義務を負います。

①残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合

移転が可能な未使用残高の上限額の設定、移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該残高譲渡型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置を講じなければなりません(前払式府令23条の3第1号)。

※事務ガイドラインは、以下の事項を講じているかを監督上の主な着眼点としています¹⁰。

- (1) 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し
- (2) 1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施
- (3) 一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備
- (4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施
- (5) 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のよう
な措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備
イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示
ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し

②番号通知型前払式支払手段や国際ブランドプリカを発行する場合

一般前払式支払手段記録口座に記録可能な未使用残高の上限額の設定、不適切な移転を防止するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用

⁹ 2019年12月の金融審議会ワーキング・グループ報告に基づき、不正利用防止の観点等から、不適切な利用を防止するための体制整備義務が整備されました。

¹⁰ 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(5.前払式支払手段発行者関係)(以下「前払式事務ガイドライン」といいます。)II-2-6-1(1)

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

を防止するための適切な措置を講じなければなりません（前払式府令 23 条の 3 第 2 号）。

※事務ガイドラインは、以下の事項を講じているかを監督上の主な着眼点としています¹¹。

- (1) 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し
- (2) 転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施
- (3) 不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備
- (4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施
- (5) 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備
 - イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示
 - ロ. 販売時における販売端末、店頭に陳列するプリカ等への不適切な利用に関する注意喚起の表示
 - ハ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し（例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など）

(3) 届出書、登録申請書等の記載事項の追加

電子移転可能型前払式支払手段に係る規律の整備に伴い、自家型前払式支払手段の発行届出書（前払式府令別紙様式第 1 号）及び第三者型前払式支払手段の登録申請書（同別紙様式第 3 号）における「8. 業務の内容及び方法」の記載事項に「電子移転可能型前払式支払手段の種類等」、「一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額」、「移転可能額の上限等」が追加されています¹²。

今後、発行届出書や登録申請書を提出する場合、従前より記載事項が増えている点に留意が必要です。

2. 高額電子移転可能型前払式支払手段

(1) 高額電子移転可能型前払式支払手段の要件

資金決済法は、上記の電子移転可能型前払式支払手段の類型に応じて、高額電子移転可能型前払式支払手段の要件を以下のとおり定めています。

¹¹ 前払式事務ガイドラインⅡ-2-6-1(2)

¹² その他、自家型前払式支払手段の発行業務の承継に係る届出書（前払式府令別紙様式第 26 号）にも同様の記載事項が追加されています。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

【残高譲渡型前払式支払手段・番号通知型前払式支払手段における要件¹³⁾】

- ① 第三者型前払式支払手段
- ② 未使用残高が前払式支払手段記録口座^(※)に記録されるもの
- ③ 電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの
- ④ 電磁的方法により未使用残高の記録の加算が行われるもの
- ⑤ 以下の金額基準を満たすもの
 - (ア) 残高譲渡型前払式支払手段
 - ・ 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額が10万円超、又は
 - ・ 移転が可能な1月間¹⁴⁾の未使用残高の総額が30万円超
 - (イ) 番号通知型前払式支払手段¹⁵⁾
 - ・ 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高¹⁶⁾の額が10万円超、又は
 - ・ 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額が30万円超

【国際ブランドプリカ¹⁷⁾】

- ① 第三者型前払式支払手段
- ② 電磁的方法により未使用残高の記録の加算が行われるもの
- ③ 未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるもの
- ④ 前払式支払手段記録口座に記録可能な1月間の未使用残高の総額が30万円超
- ⑤ 登録商標（利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものに限る）の使用をする権利を有する発行者により当該登録商標が付されているものであること
- ⑥ 上記⑤の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店において上記⑤の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付もしくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること（使用可能な1月間の未使用残高の総額が30万円超）
- ⑦ 当該第三者型前払式支払手段に係る証票等がなくても、代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付もしくは役務の提供を請求することが可能である

¹³⁾ 資金決済法3条8項1号、前払式府令5条の2第1項

¹⁴⁾ 1月間の起算点については前払式支払手段発行者が自主的に判断することが可能であり、その際、個々の利用者ごとに当該起算点を設定することも差し支えないとされています。もっとも、1月間において移転等が「可能な」金額を限定する必要があるため、発行者が直近の1月間の移転額等を事後的に確認するのみにとどまり、1月間の移転等の総額が30万円を超えることがないようにするための適切な措置を予め講じていない場合には、当該金額基準を満たすと考えられています（2023年5月26日金融庁パブコメ回答（前払式支払手段関係）25番・26番）。その他の箇所の1月間についても同様です。

¹⁵⁾ 残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるものである場合を除きます。

¹⁶⁾ 当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として前払式支払手段記録口座に記録するものに限り、(イ)番号通知型前払式支払手段」において同じです。

¹⁷⁾ 資金決済法3条8項2号、前払式府令5条の2第2項

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

こと

- (※)「前払式支払手段記録口座」は、以下の要件を満たすものをいいます¹⁸。
- ①前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段毎にその内容の記録を行う口座であること¹⁹
 - ②未使用残高の上限額が30万円²⁰超であること
 - ③当該口座に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付もしくは役務の提供を請求することが可能となること

(2) 業務実施計画の届出

前払式支払手段の発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行前に、以下の事項を記載した業務実施計画を当局に届け出る義務を負うこととされています(資金決済法11条の2第1項、前払式府令20条の2)²¹。

また、届け出た業務実施計画を変更しようとするときは、事前届出が必要とされています(資金決済法11条の2第2項)²²。

- ①当該高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合にあつては、当該上限額
- ②当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法
- ③マネーロンダリング対策等に必要な体制に関する事項
- ④不適切な利用の防止のための適切な措置を講ずるために必要な体制に関する事項
- ⑤当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
- ⑥当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し当該高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失

¹⁸ 資金決済法3条9項、前払式府令5条の3

¹⁹ 1人の利用者が複数の前払式支払手段の発行を受けるものの、発行者から開設を受けたアカウント内で当該複数の前払式支払手段の未使用残高を任意に統合できるような場合は、当該アカウントは全体として1つの「口座」に該当すると考えられます(一般前払式支払手段記録口座の解釈において、2023年5月26日金融庁パブコメ回答(前払式支払手段関係)17番・18番)

²⁰ 利用者による前払式支払手段の使用の取消しその他の前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由により30万円を超える未使用残高が記録されることとなる場合にあつては、30万円にその超える部分の未使用残高を加えた額

²¹ 届出の際には、届出書に業務実施計画と業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付する必要があります。また、届出事項の詳細は、府令様式で規定されています(前払式府令別紙様式第11号の2、第11号の3参照)。

²² 前払式府令別紙様式第11号の4

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

の補償その他の対応に関する方針

- ⑦その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

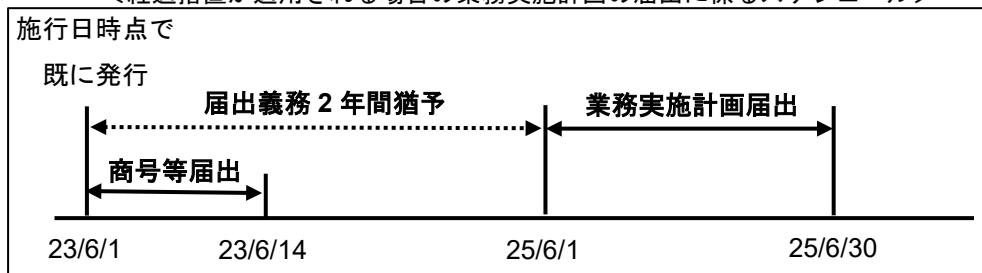
(3) 経過措置

高額電子移転可能型前払式支払手段の規律に関しては、令和4年資金決済法等改正施行日（2023年6月1日）時点で既に発行している者が想定される場所、業務実施計画の届出及びそれに伴う後述する犯収法の遵守のためには一定のシステム対応や既存利用者への周知が必要であることを踏まえ、一定の経過措置が設けられています。

具体的には、施行日（2023年6月1日）時点で既に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者については、業務実施計画の届出義務を施行日から起算して2年間猶予し、猶予期間中に発行した高額電子移転可能型前払式支払手段については、施行日から起算して2年を経過した日から30日以内（2025年6月1日から同月30日まで）に業務実施計画を届け出ることが求められます（改正資金決済法附則2条）。

ただし、当該経過措置の適用を受けることができるのは、施行日から起算して2週間以内（2023年6月14日まで）に氏名、商号又は名称、住所その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を届け出た発行者に限られる点に留意が必要です（改正資金決済法附則3条）。

<経過措置が適用される場合の業務実施計画の届出に係るスケジュール>



当該経過措置の結果、施行日時点で高額電子移転可能型前払式支払手段の発行している者は、2年間の間に高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しないような商品設計の変更を行うか、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当することを前提に必要な準備を行うこととなります。

なお、上記1.(2)で言及した電子移転可能型前払式支払手段に係る体制整備義務については、このような経過措置が設けられていない点に留意が必要です。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

3. 前払式支払手段に係るその他の改正事項

令和4年資金決済法等改正においては、高額電子移転可能型前払式支払手段への対応に加えて、電子決済手段等（ステーブルコイン）への対応も行われているところ、同対応において前払式支払手段に関連する改正がなされています。

具体的には、資金決済法2条5項1号にて第1号電子決済手段の定義規定が置かれているところ、当該電子決済手段の定義から除かれる前払式支払手段の範囲が一定のものに限定されています。

【第1号電子決済手段の要件²³】

- ①物品等を購入し、もしくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であること
- ②電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産であること
- ③電子情報処理組織を用いて移転することができること
- ④以下に該当しないこと
 - ア 有価証券
 - イ 電子記録債権
 - ウ 前払式支払手段のうち(i)残高譲渡型前払式支払手段、(ii)番号通知型前払式支払手段、(iii)その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するもの
 - エ 対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、もしくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの
- ⑤特定信託受益権でないこと

したがって、上記④ウ(i)~(iii)に該当しない前払式支払手段（例：発行者の関与なくP2Pで移転できるような前払式支払手段）は、上記①~③の要件を充足する場合には、電子決済手段に該当することになります²⁴。

当該前払式支払手段の電子決済手段該当性に関する規定についても、施行日（2023年6月1日）から2年の経過措置が設けられています。

そして、令和4年資金決済法等改正において前払式支払手段の発行者は、新たに体

²³ 資金決済法2条5項1号、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令2条2項参照

²⁴ 前払式事務ガイドラインI-1-4によれば、「発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令1条3項4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他の移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要があります」とされています。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

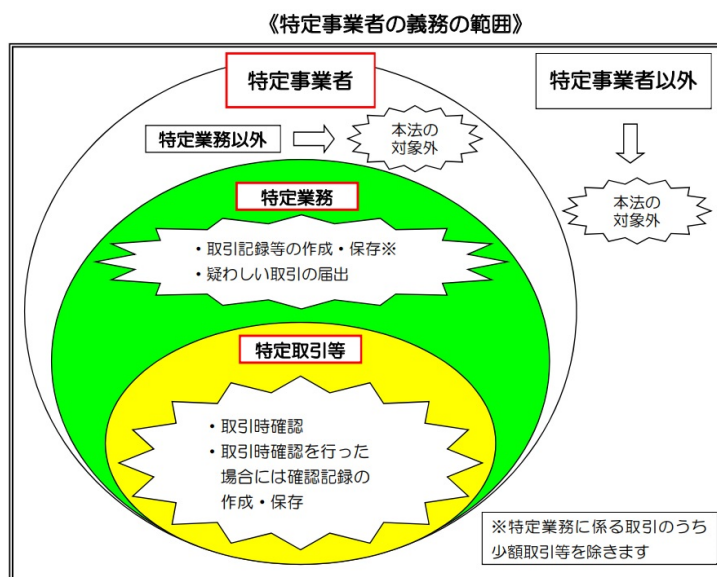
制整備義務の一環として電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置が求められていることから（前払式府令 23 条の 3 第 3 号）、経過措置終了後は電子決済手段に該当する前払式支払手段の発行はできないことになる点に留意が必要です。

IV. 改正犯収法

1. 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る犯収法の規律

(1) 犯収法の全体像

令和 4 年資金決済法等改正により、高額電子移転可能型前払式支払手段に犯収法の規律を適用する改正が行われていますが、以下の犯収法の体系を踏まえた①特定事業者、②特定業務、③特定取引等に関する規定が新たに設けられています。



(出典) 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室 (JAFIC)「犯罪収益移転防止法の概要」

(2) 特定事業者（犯収法上の義務の名宛人）

犯収法は、前払式支払手段の発行者のうち、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務実施計画の届出をした者を特定事業者としています（犯収法 2 条 2 項 30 号の 2）。

したがって、前払式支払手段の発行者は、業務実施計画の届出後に犯収法上の義務を負うことになり、届出前は犯収法上の各種義務が適用されません。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

(3) 特定業務（取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務の対象）

犯収法は、「高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務」（犯収法施行令6条14号）を特定業務として規定しています。

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務としては、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行や未使用残高の増加又は減少の前払式支払手段記録口座への記録などが含まれると考えられますので、発行者としてはこれらの行為を行う際にはモニタリングの実施や取引記録等の作成・保存などが必要になる点に留意が必要です。

(4) 特定取引等（取引時確認、確認記録の作成・保存の義務の対象）

犯収法は、顧客の取引時確認が必要な対象取引として、前払式支払手段記録口座の開設を行うことを内容とする契約の締結（犯収法施行令7条1項1号ヨ）を規定しています。

したがって、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段のいわゆるアカウントの開設を行う時に利用者の取引時確認が必要になります²⁵。

2. 資金決済法上の業務実施計画の届出義務に係る経過措置との関係

(1) 資金決済法上の経過措置と犯収法上の経過措置の関係

上記Ⅲ. 2. (3) のとおり、令和4年資金決済法等改正施行日（2023年6月1日）において既に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者については、業務実施計画の届出義務を施行日から起算して2年間猶予する経過措置が整備されています。

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者が犯収法の義務を負うのは、特定事業者となる業務実施計画の届出後であることから、資金決済法上の経過措置の適用を受けている場合、施行日から犯収法上の義務の対象となる時点までタイムラグが生じることになります。

そのため、特定事業者となるまでの間の取扱いについて犯収法上も経過措置が整備されています。

具体的には、以下の2つの内容の経過措置が設けられています。

- ① 特定事業者となる前に実施した本人確認結果の活用
- ② 特定事業者となる前に前払式支払手段記録口座を開設している場合の取扱い

²⁵ なお、対象取引に該当しない取引でも、特別の注意を要する取引（疑わしい取引等）については、特定取引に該当し、通常の取引時確認が必要である点や取引時確認を済ませている顧客との取引でも、なりすましの疑いがある取引等については、ハイリスク取引に該当し、厳格な取引時確認が必要（追加の本人確認書類の提示が必要等）である点に留意が必要です。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

(2) 犯収法上の経過措置①（特定事業者となる前に実施した本人確認結果の活用）

まず、特定事業者になる前に利用者に対して実施した過去の本人確認の結果の一部を、特定事業者となった後に行う取引時確認において活用することが認められています。

具体的には、①資金決済法上の経過措置の適用を受けている高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者が、②業務実施計画の届出日より前の取引の際に本人特定事項²⁶の取引時確認相当確認（確認記録に相当する記録の作成・保存済みのもの）を行っている顧客等との間の届出日以後の取引であって、③当該顧客等が届出日以前の取引の際に取引時確認相当確認を行っている顧客等であることを確かめた場合には、原則として再度の本人特定事項の確認は不要とされています（改正犯収法附則7条、改正犯収法施行令附則3条2項）²⁷。

この経過措置の適用を受ける場合、原則として、発行者は取引時確認を行う際に本人特定事項以外の事項（取引目的や職業等）について確認すればよく、本人特定事項の確認に当たって必要となる本人確認書類の提出などが不要となります。

(3) 犯収法上の経過措置②（特定事業者となる前に前払式支払手段記録口座を開設している場合の取扱い）

また、取引時確認が必要な対象取引を前払式支払手段記録口座の開設を行うことを内容とする契約の締結としていることから、特定事業者となる前にアカウントを開設した利用者については、そのままでは特定事業者になった後に取引時確認を求める対象取引が存在しないことになります。

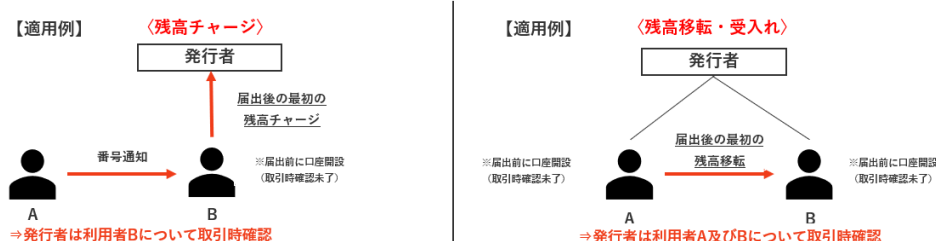
そこで、経過措置として特定事業者となる前に前払式支払手段記録口座を開設している利用者については、届出後の一定の取引が取引時確認の必要な対象取引とみなされています。

具体的には、①業務実施計画の届出日以前に前払式支払手段記録口座を開設した顧客等について、②取引時確認相当確認を行っていない場合、③届出日以後の最初の残高チャージ又は残高移転・受入れが取引時確認の必要な対象取引として規定されています（改正犯収法施行令附則9条）。

²⁶ 顧客等が自然人である場合には氏名、住居及び生年月日が該当します。

²⁷ 当該取引の相手方が当該取引時確認相当確認に係る顧客等又は代表者等になりすまして疑いがあるもの及び当該取引時確認相当確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等を含みます。）との間で行う場合は再度の確認が必要となります。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

＜経過措置②の適用場面例²⁸＞

したがって、（資金決済法上の経過措置の適用を受けている）高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、業務実施計画の届出前に前払式支払手段記録口座を開設した利用者については、届出義務を猶予されている2年間の間に取引時確認に相当する確認を実施するか、（実施していない場合には犯収法上の経過措置②が適用されることから）届出後の最初の残高チャージや残高移転・受入れ時に取引時確認を行うことが必要になります。

3. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求められるAML/CFTに係る態勢整備

前払式支払手段の発行者の監督には当たっては事務ガイドラインが参照されるどころ、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に関するAML/CFTの観点からの監督上の留意点が規定されています（前払式事務ガイドラインⅡ-5-1）。同ガイドラインについては、海外送金に係る規律等の資金移動業者特有のものを除けば、概ね資金移動業者の監督に係る資金移動業事務ガイドライン²⁹と同様のものが規定されています。

また、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、未使用残高の上限額に関して、以下の態勢整備が必要になるものとされています（前払式事務ガイドラインⅡ-5-2）。

- ・高額電子移転可能型前払式支払手段発行者として、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン及び前払式事務ガイドラインⅡ-5-1（取引時確認等の措置）の事項を適正かつ確実に実施すること。
 - ・移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたより堅牢なML/TFリスク管理態勢を整備するため、発行者の規模・特性等に応じて以下のような措置を講ずること。
- （注）AML/CFT対策に当たっては、リスクベース・アプローチによるリスク管理態勢を整備する必要があることに留意が必要。

²⁸ 残高チャージについては、残高譲渡型前払式支払手段の場合にも適用が想定されます。

²⁹ 金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（14. 資金移動業者関係）Ⅱ-2-1-2

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- ① 移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備。また、リスク評価を見直し。
- ② AML/CFT 対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備。

V. おわりに

1. 電子移転可能型前払式支払手段の発行者が対応すべき事項

電子移転可能型前払式支払手段（残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段、国際ブランドプリカ）の発行者は、令和4年資金決済法等改正の施行日である2023年6月1日から、上記Ⅲ.1.(2)で記載した体制整備義務を遵守する必要があります。

特に、番号通知型前払式支払手段と国際ブランドプリカの発行者に関しては、当該改正により体制整備義務が導入されたため、新たに対応する必要があります。

2. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者が対応すべき事項³⁰

(1) 施行日（2023年6月1日）時点で未発行の場合

2023年6月1日時点で高額電子移転可能型前払式支払手段を発行していない発行者は、新たに高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合、事前に業務実施計画の届出を行い、犯収法対応を含む体制の整備を行う必要があります。この場合、2年間届出義務を猶予する経過措置の適用を受けない点に留意が必要です。

(2) 施行日（2023年6月1日）時点で既発行の場合

他方で、2023年6月1日時点で高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しており、施行日から起算して2週間以内に商号等を当局に届け出ている発行者は、業務実施計画の届出義務を2年間猶予されていますので、2025年5月31日までに高額電子移転可能型前払式支払手段の発行を継続するかの検討を行うこととなります。

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者にならないようにするためには、自己の発行する商品が高額電子移転可能型前払式手段の要件を充足しないような見直しを行うこととなり、例えば①アカウント上限を30万円以下とする、②（残高譲渡型前払式支払手段について）1件当たりの移転可能額を10万円以下、かつ1か月の移転可能額を30万円以下とする、③（番号通知型前払式支払手段について）1件当た

³⁰ なお、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、上記1.の体制整備も行う必要があります。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

りのチャージ可能額を 10 万円以下、かつ 1 か月のチャージ可能額を 30 万円以下にするなどの工夫を行うことが必要になります。

2025 年 6 月 1 日以降も発行を継続する場合には、2025 年 6 月 1 日から同月 30 日までに業務実施計画の届出を行い、届出までに犯収法対応を含む体制整備を行う必要があります。なお、上記Ⅳ. 1. (4) のとおり、取引時確認が必要になるのは、いわゆるアカウント開設時になりますが、金融庁によれば「①高額電子移転可能型前払式支払手段と②それ以外の前払式支払手段をそれぞれ別々に発行し、①の発行を受ける利用者についてのみ、犯罪収益移転防止法の取引時確認を行うこととするは法令上可能」³¹とされているため、前払式支払手段の発行者は、取引時確認未了の利用者についてはアカウント残高の上限を 30 万円までとし、取引時確認を終えた利用者のアカウント残高を 30 万円超とするなどの段階的な対応をとる余地もあると考えられます³²。

3. 電子決済手段該当の前払式支払手段の発行者が対応すべき事項

電子決済手段に該当する前払式支払手段の発行者は、前払式支払手段の電子決済手段該当性に関する経過措置が終了する 2025 年 5 月 31 日までに当該前払式支払手段を発行しないようにする措置等を講ずる必要があります。

³¹ 2023 年 5 月 26 日金融庁パブコメ回答（前払式支払手段関係）10 番。資金決済 WG 報告書においても「発行者においては、高額電子移転可能型であるものと高額電子移転可能型でないものの両方を発行する場合は考えられる。この場合、制度上、両者は別々の前払式支払手段と位置付けられるが、実務上は、利用者が同一のアプリ等においてシームレスに高額電子移転可能型に移行できるような仕組みを可能とすることが考えられる」として、犯収法の規律の導入が実務に大きな支障を生じないようにするための工夫を行う余地がある点を示しています。

³² 仮に、アカウントのチャージ上限額等に差を設けることで、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する前払式支払手段と、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない前払式支払手段を発行する場合、それらは同一の前払式支払手段には該当しない（銘柄が同じであっても、法的には別の種類の前払式支払手段となる）ため、登録申請書においても別々に記載する必要があるとされている点に留意が必要です（2023 年 5 月 26 日金融庁パブコメ回答（前払式支払手段関係）10 番）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『大量保有報告制度の法的知識と実務上の留意点～基礎概念から変更報告書の提出の要否の判断基準、報告書作成要領、取引類型ごとの留意点まで徹底解説～』
視聴期間 8月1日（火）10:00～2023年9月29日（金）17:00
講師 根本 敏光
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『第 5186 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』
開催日時 2023年8月29日（火）13:30～16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『IPO に関わる近時の制度改革や最新の重要トピック』
開催日時 2023年8月29日（火）15:00～17:00
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『金融機関におけるファンド業務の規制と国内・外国ファンドの契約実務』
開催日時 2023年8月31日（木）9:30～12:30
講師 田中 光江、白川 剛士、湯川 昌紀
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成・規制対応・契約実務～LLP-LPS スキームに関する改正等の最新トピックを含めて実務を詳説～』
開催日時 2023年8月31日（木）13:30～16:30
講師 中野 恵太
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第 5191 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「IPO に関わる近時の制度改革や最近の重要トピック」』
開催日時 2023年9月5日（火）13:30～15:30
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- セミナー 『Web3・NFT・メタバース』

開催日時 2023年9月11日(月) 19:45~21:00

講師 増田 雅史

主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群
- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング (STO) の法律実務の最新動向~不動産 STO・社債 STO での活用を中心に~』

開催日時 2023年9月26日(火) 10:00~12:00

講師 石橋 誠之

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『上場子会社・新規上場企業・創業者が知っておきたい金融商品取引法入門』

開催日時 2023年9月27日(水) 15:00~17:00

講師 宮田 俊

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『第5212回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ベンチャー・キャピタル/プライベート・エクイティ・ファンドの組成及び契約実務ー特定投資家制度やLLPをGPとするスキームに関連する改正とといった最新トピックを含め、投資家側の着眼点も交えて詳説ー』

開催日時 2023年10月6日(金) 13:30~16:30

講師 中野 恵太

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
- セミナー 『第5228回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場企業エクイティ・ファイナンス 基礎からの徹底講座』

開催日時 2023年10月31日(火) 13:30~15:30

講師 宮田 俊

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

文献情報

- 論文 『〈論説〉VC/PE のインセンティブ付与のためのスキーム設計とストラクチャー —LPS に係る登記規則等の改正を契機として—』

掲載誌 金融法務事情 No.2211

著者 中野 恵太

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- 論文 「ブロックチェーン法律実務の基礎と最新動向—暗号資産規制から NFT まで—」
- 掲載誌 日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 令和4年度研修版
- 著者 増田 雅史

NEWS

➤ 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び2023年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2023年9月又は10月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ ジャカルタオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス*（*提携事務所）は、この度、2023年7月25日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

移転先：

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL : +62-21-3020-0222

※オフィスの TEL に変更はございません。

▶ インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの開始について

森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、本年7月までインドネシア投資省（BKPM）ジャパデスク担当として活動をしていた本間 久美子 氏（以下「本間氏」）を迎え、ストラテジック・インテリジェンスサービスの提供を開始することを決定いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスとは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

インドネシアでは、既存事業拡大や新規事業開始等の経営戦略を検討する際に、必ずしも文字化されていないインドネシア政治・経済・業界動向の動きを把握することや、散逸している情報を統合し、多角的な分析を行うことは必ずしも容易ではありません。ストラテジック・インテリジェンスサービスは、このようなお悩みを持たれているクライアントの皆様のニーズにお応えし、インドネシアにおける経営戦略の検討と実行に活かしていただくためのサービスとなります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシアでの日本政府機関等での職務経験が長く、また、直近では BKPM ジャパデスクとしてインドネシア政府側にも入って活動してきた本間氏が中心となり、ジャカルタオフィスと一体となって提供させていただきます。本間氏はインドネシア語も堪能であり、日本政府機関・インドネシア政府の立場から、各種産業データを始めとするインドネシアの政治経済動向を長年に亘って取り扱っているプロフェッショナルです。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、従来の法務サービスに追加される新たな形のサービスであり、この機能の追加により、ジャカルタオフィスが提供する法務サービスについても、法令改正等の背景にある政治経済状況や業界動向をよ

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

り深く理解した上で、更に深い法務アドバイスの提供をさせていただくことができます。

今後も、ジャカルタオフィスと本間氏が一体となって、クライアントの皆様のインドネシアにおける、Firm of Choice となれるよう、更に尽力して参ります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスの業務開始は、本年8月下旬を予定しておりますが、改めて開始時にはお知らせをさせていただきます。

【本間 久美子 氏略歴】

バンドン工科大学において4年間博士課程の研究を行い、その後、インドネシアにおいて日本国大使館及びジャカルタジャパンクラブ（日本商工会議所）にて執務（2014年～2019年）。2019年から2023年7月までJICA専門家としてBKPM ジャパンデスク担当として活動。比較文明学博士（立教大学）。